

消費者被害等の注意喚起ちらし 「よこはまぐらしナビ 月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、「よこはまぐらしナビ 月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

「よこはまぐらしナビ 月次相談レポート」は、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらしです。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月、可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいております。このたび、6月号を発行いたしましたので、自治会・町内会の掲示板に掲示していただきますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「よこはまぐらしナビ 月次相談レポート」6月号 A4判1ページ

3 スケジュール

令和6年5月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 新田・中川・長岡

電話 045-671-2584 Fax 045-664-9533

給湯器の無料点検に注意 不安をあおられ、契約してしまった!

「給湯器を無料で点検する」と突然訪れた事業者に点検を依頼した。事業者から「すぐに交換しないと危険だ!」と言われ、不安になり高額な給湯器への交換を契約してしまった。

点検を口実に訪問し、不安をあおり新たな製品を購入させる手口が多発しています。知らない事業者の突然の訪問には応じないようにしましょう。給湯器は、長期間の使用により重大な事故につながるおそれもあるため、点検や交換については、信頼できる事業者にご相談しましょう。



トラブルを未然に防ぐポイント

- 突然の訪問点検には安易に応じない
- 交換が必要かメーカー等に相談する
- 複数の業者から見積りを取る

